

呉市上下水道局公告第149号

次のとおり総合評価一般競争入札（事前審査方式）を行いますので、呉市上下水道局契約規程（平成25年上下水道局規程第8号）によりその例によるものとされる呉市契約規則（昭和39年規則第50号）第4条の規定により公告します。

なお、本件は広島県内の地方公共団体等が共同で運営する電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して開札までの手続を行う電子入札案件であり、事務取扱は呉市電子入札実施要領の適用があります。

令和7年9月25日

呉市長 新原 芳明

1 工事概要等

工事番号	水管整補第1号
工 事 名	休山東部幹線配水管布設工事
工事場所	呉市広末広2丁目地内外
建設工事の種類	土木一式工事
工事概要	φ1,000泥土圧シールド工 L=873m φ700DIP二次覆工 L=874m φ900泥濃式推進工 L=55m φ700DIP水道管挿入工 L=60m φ700DIP布設工 L=115m φ600DIP布設工 L=22m φ500DIP布設工 L=7m φ400DIP布設工 L=64m φ300DIP布設工 L=14m φ250DIP布設工 L=13m φ600工水緊急時連絡管撤去・復旧工 一式 工業用水用給水管切替工 一式
工 期	令和10年9月13日
予定価格	1,879,960,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)

2 入札区分

電子入札・電子くじ対象案件（電子入札システムを使用。紙申請・紙入札不可）

3 入札方式

総合評価一般競争入札（事前審査方式）

4 落札方式

低入札価格調査制度の対象工事である。

本件の事務取扱には、呉市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成30年4月24日実施。以下「要領」という。）の適用があり、この公告で使用する用語は、要領で使用する用語の例による（要領は、呉市契約課ホームページ（工事契約関係）（以下「ホームページ」という。）の「要綱等」を参照すること。）。

5 施工の方式

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式

6 全ての入札参加希望者に共通の資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 呉市一般競争入札（事前審査方式）公告共通事項を満たしていること。
- (2) 令和7・8年度呉市建設工事入札参加有資格者名簿に土木一式工事の等級格付がAで登録されていること。
- (3) 土木一式工事について、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 土木一式工事に係る監理技術者（申請日の前日以前に継続して3か月以上、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者）を専任で配置できること。
なお、配置予定の監理技術者は3人まで届け出ることができるものとし、契約後は届け出た監理技術者の中から1人を配置するものとする。
- (5) 準市内業者（建設業法第3条第1項に規定する営業所を呉市内に有する者）及び市外業者は、土木一式工事の令和7・8年度入札参加資格審査申請時の経営事項審査総合評定値（P）が1,040点以上であること。

7 共同企業体代表者の資格要件及び共同企業体の構成要件

- (1) 共同企業体の代表者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 土木一式工事の年間平均完成工事高（令和7・8年度入札参加資格審査申請時又は審査基準日がそれ以降の経営事項審査の総合評定値通知書に記載されたもの）が、本工事の予定価格以上であること。

イ 平成22年4月1日以降に完成・引渡しが完了した公共工事で、密閉型シールド工法の元請施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20パーセント以上の場合に限る。）。

ウ 現場代理人については、所属建設業者と直接的な雇用関係を有する者を配置で

きること。

(2) 共同企業体の構成要件は次のとおりとすること。

ア 共同企業体は3者で構成するものとし、そのうち最低1者は、市内業者（建設業許可に係る主たる営業所を呉市内に有する者）又は準市内業者であること。

イ 共同企業体の構成員の出資比率は、20パーセント以上とすること。

ウ 共同企業体の代表者は、施工能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大とすること。

エ 本工事について1者が結成できる共同企業体の数は1とし、重複結成はしないこと。

オ 構成員のうち1者は、所属建設業者と直接的な雇用関係を有する配水管技能者（大口径）を1名以上雇用していること。

カ 配水管技能者（大口径）をダクタイル鋳鉄管φ500mm以上布設施工時に1名以上常駐させること。

キ 配水管技能者（耐震又は大口径）をダクタイル鋳鉄管φ500mm未満布設施工時に1名以上常駐させること。

8 申請の手続

本工事の入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより申請手続を行うこと（紙による申請は不可）。

なお、共同企業体で入札に参加する場合の電子入札システム上の手続は、共同企業体の名称を入力の上、共同企業体の代表者による認証で行うこと。

(1) 申請期間

令和7年9月25日から令和7年10月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は正午まで）

(2) 申請時に必要な提出書類

次に掲げる書類を申請期間内に提出しなければならない。

ア 呉市一般競争入札（事前審査方式）参加申請書

イ 配置予定技術者の氏名・資格等届出書（2人以上届け出る場合は、技術者ごとに作成すること。）

ウ 監理技術者資格者証の写し（両面）

エ 監理技術者講習修了証の写し

オ 監理技術者の雇用関係を証する書面の写し

カ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

キ 実績証明書の写し・CORINS等の資格要件に合致していることが分かるもの（CORINS等の記載内容で工事内容等が不明な場合については、平面図、

断面図等、当該内容が確認できる書類を必ず添付すること。)

ク 配水管技能者雇用確認表

ケ 配水管技能者による施工誓約書

コ 経営事項審査総合評価値通知書の写し

(3) 提出書類の提出場所及び提出方法

ア 場 所 呉市財務部契約課（呉市中央4丁目1番6号 呉市役所7階）

イ 方 法 電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより提出できないものがある場合には、提出書類を参加申請後、速やかに持参し、又はファクシミリにより送信すること。

9 設計図書等の閲覧

ホームページにて電子閲覧を行う。

入札時には、設計図書に記載された設計図書整理番号を工事費内訳書に記載すること。

(1) 閲覧期間

令和7年9月25日から令和7年10月22日まで

(2) 掲載場所

ホームページ：設計図書・参考図書の閲覧

※閲覧するには、呉市入札参加資格者名簿に登録された者に配布したパスワードが必要となる。

(3) 設計図書等に対する質問

ア 質問方法 設計図書等に対する質問は、書面にて提出するものとする。質問書の様式は、ホームページに掲載する所定の様式を使用すること。

質問書は、ファクシミリにより送信するものとし、持参又は郵送によるものは受け付けない。

イ 質問期限 令和7年10月8日午後5時まで

(4) 質問に対する回答

令和7年10月14日午後5時までにホームページに掲載

(5) その他

質問及び回答の内容は、設計図書等の内容を追加するものとする。

10 入札参加資格確認結果の通知

本工事に係る入札の参加者として資格を確認した者（以下「入札参加有資格者」という。）に対しては、令和7年10月20日午後5時までにその旨を電子入札システムにより通知し、当該資格を確認できなかった者に対しても同様に通知する。

1 1 入札及び工事費内訳書の提出方法

入札参加有資格者は、指定した入札受付期間に電子入札システムを使用して入札するとともに、所定の工事費内訳書を添付して送信すること。

1 2 入札受付期間及び開札場所・日時

- (1) 入札受付期間 令和7年10月21日 午前9時から午後5時まで
令和7年10月22日 午前9時から午後4時まで
- (2) 開札場所 呉市入札室（呉市中央4丁目1番6号 呉市役所7階）
- (3) 開札日時 令和7年10月23日 午前10時

1 3 入札の注意事項

- (1) 工事費内訳書は、ホームページの様式集（一般競争）に掲載されている所定の様式を使用し、記名すること。
- (2) 入札金額と工事費内訳書の工事価格は、同額であること。
- (3) 工事費内訳書は、指定項目のみ金額を記入すること。
- (4) 工事費内訳書には、**工事名に対応する設計図書に記載された設計図書整理番号**を記入すること。
- (5) 上記の項目を満たさない入札は、無効とする。
- (6) 落札決定の日までに入札参加要件を満たさなくなった時は入札に参加できない。
なお、入札済の場合は、当該入札は無効とする。
- (7) 呉市入札心得を熟読し、遵守すること。

1 4 落札者の決定方法

- (1) 本件は、調査基準価格及び失格基準価格を設定する。
- (2) 前号の失格基準価格を下回る価格をもって入札をした者は失格とする。
- (3) 呉市契約規則第16条の規定に基づいて決定された予定価格の制限の範囲内であり、「価格」、「施工計画」、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「地域の精通性」及び「指名停止措置の状況」をもって入札に参加した者（失格、無効となった者を除く。）のうち、別記1「総合評価方式に関する事項」に掲げる総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- (4) 前号に関わらず、評価値の最も高い者が低価格入札者に該当する場合は、別記2「低入札価格調査に関する事項」により落札者を決定する。

1 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付すること。ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証及び履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

1.6 支払条件

- (1) 前払い 有（各年度の出来高予定額の40%以内）
(2) 部分払い 有（令和7，8，9年度に各1回）
(3) 中間前払い 有（各年度の出来高予定額の20%以内）

1.7 問い合わせ先

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

呉市財務部契約課工事契約グループ

電話 (0823) 25-3376, 3377

ファクシミリ (0823) 32-6978

総合評価方式に関する事項

1 評価資料の提出方法

- (1) 入札参加有資格者は、次のアからオに掲げる評価資料を作成の上、封入し、入札受付期間である**令和 7 年 1 0 月 2 1 日午前 9 時から令和 7 年 1 0 月 2 2 日午後 4 時**までに呉市財務部契約課（呉市中央 4 丁目 1 番 6 号 呉市役所 7 階）に持参すること。
ア 評価資料の提出について（様式第 1 号）
イ 施工計画（様式第 2 号）
ウ 企業の施工能力（様式第 3 号）
エ 配置予定技術者の能力（様式第 4 号）
オ 地域の精通性・指名停止措置の状況（様式第 5 号）
- (2) 各様式は、ホームページの様式集（一般競争）に掲載しているものを使用すること。また、大きさは全て A 4 サイズとすること。
- (3) 評価資料の添付書類として、各様式に記載した内容を証する書類を提出すること。書類の大きさは A 4 サイズとするが、施工実績（施工経験）の確認書類として添付する図面については、内容を確認できる大きさとすること。
- (4) 入札参加申請時に配置予定技術者を 2 人以上届け出た場合は、「配置予定技術者の能力（様式第 4 号）」について、配置予定技術者ごとに作成すること。この場合において、提出がなかった配置予定技術者については、入札参加申請において届け出がなかったものとみなす。
- (5) 提出する封筒の表面に、入札する共同企業体の名称、工事番号及び工事名を記入すること。

2 総合評価の方法

- (1) 評価値は、次の算式により算定する。
$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times 10,000,000$$

（小数第 5 位を四捨五入し、小数第 4 位とする。）
- (2) 加算点は、次のとおりとする。
$$\text{加算点} = \text{価格以外の評価点の合計を 30 点換算}$$

（小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位とする。）
- (3) 技術評価点は、次のとおりとする。
$$\text{技術評価点} = \text{標準点（100 点）} + \text{加算点}$$

なお、技術評価点については、原則として提出された評価資料のみをもって評価・判断する。

(4) 加算点は、次の評価項目について、落札者決定基準（様式第 6 号）に基づき評価を行うものとする。

ア 施工計画

イ 企業の施工能力

ウ 配置予定技術者の能力

エ 地域の精通性

オ 指名停止措置の状況

(5) 前号の評価項目のうち、「ウ 配置予定技術者の能力」について、入札参加申請時に 2 人以上の配置予定技術者を届け出た場合は、それぞれの配置予定技術者ごとに評価した上で、評価値の合計の最も低い配置予定技術者に係る評価値を採用する。

(6) 本件は、自己採点方式を適用しない。

3 総合評価方式の留意事項

(1) 入札受付期間中に評価資料の提出がない場合は、当該入札参加有資格者の入札を無効とする。

(2) 提出された評価資料の修正、差し替え及び撤回は認めない。

(3) 提出された評価資料は返却しない。

(4) 評価資料の未提出及びその記載内容を理由とした指名停止措置は行わない。

4 評価内容の担保

受注者の責により、契約時における価格以外の条件に係る評価の内容を満たせなかった場合、工事成績評定点の減点を行うものとし、減点方法は、工事成績採点表及び考査項目別運用表の「法令遵守等」において、満たしていない評価内容ごとに 5 点を減じる。

低入札価格調査に関する事項

入札参加有資格者のうち調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（失格基準価格を下回る価格をもって入札した者を除く。）における，低入札価格調査及び落札者の決定に係る方法及び契約締結後の取り扱いについては，本事項によるものとする。

1 低入札価格調査資料及びその提出方法について

(1) 総合評価の結果，最も評価値の高い者が調査対象者となったときは，当該調査対象者に対し，呉市財務部契約課（以下「契約課」という。）から電話により低入札価格調査資料の提出を求める。

(2) 調査対象者は，前号の連絡を受けた日の翌々日（その日が土曜日，日曜日又は祝日に当たるときは，翌開庁日）の午後 4 時までに，次に掲げる調査資料を持参により契約課に提出すること。

ア 低入札価格調査報告書（様式第 1 号）

イ 当該価格で入札した理由書（様式第 2 号）

ウ 工事費内訳書（様式第 3 号）

エ 次の(ア)から(ク)に掲げる様式のうち，様式第 2 号に記載した理由に応じたもの

(ア) 手持ち工事の状況（様式第 6 号）

(イ) 調査対象工事箇所と入札者の事務所・倉庫等との関係（様式第 7 号）

(ウ) 手持ち資材の状況（様式第 8 号）

(エ) 資材購入予定先一覧（様式第 9 号）

(オ) 手持ち機械の状況（様式第 10 号）

(カ) 労務者の確保計画（様式第 11 号）

(キ) 建設副産物の搬出予定地（様式第 12 号）

(ク) その他必要な資料

(3) 各様式は，ホームページの様式集（一般競争）に掲載しているものを使用すること。また，大きさは全て A4 サイズとすること。

(4) 第 2 号の調査資料のうち，「ウ 工事費内訳書（様式第 3 号）」については，紙媒体のものと併せて電子ファイルも提出すること。ここでいう電子ファイルとは，表計算ソフト（Microsoft Excel）で作成されたものとする。

なお，電子ファイルは，次のアドレスへの電子メールの送信により，第 2 号の提出期限までに提出すること。

契約課メールアドレス : keiyaku@city.kure.lg.jp

(5) 調査対象者が第 2 号の提出期限までに調査資料（前号の電子ファイルを含む。）を提出しないときは，適正基準を満たさないものとみなし，当該調査対象者の入札

を無効とする。この場合、当該対象者は理由書を提出すること。

2 低入札価格調査（基本的判断基準）について

(1) 工事担当課は、次のアからクに掲げる事項について調査するものとする。

- ア 低入札価格調査に際し、誠実で協力的であること。
- イ 当該入札が適正な見積等に基づく結果であること。
- ウ 設計数量、設計仕様及び安全性等を満たしていること。
- エ 労務費は全て法定最低賃金を満たしていること。
- オ 下請、資材等の見積額の計上が適正であること。
- カ 建設副産物の処理方法等が適正であること。
- キ 低入札価格調査報告書に不備がないこと。
- ク 虚偽記載等がないこと。

(2) 調査対象者は、工事担当課が調査資料（次号の追加資料を含む。）の提出を受けて行うヒアリングについて出席を求められたときは、出席し、ヒアリングに協力すること。

(3) 調査対象者は、工事担当課から追加資料の提出を求める通知を受けたときは、通知に指定された日時までに追加資料を提出すること。

(4) 第2号について調査対象者がヒアリングに協力しないとき及び前号について追加資料を提出しないときは、適正基準を満たさないものとみなし、当該調査対象者の入札を無効とする。

3 低入札価格調査制度における落札者の決定方法について

(1) 前項の調査の結果については、呉市公正入札調査委員会において審議する。

(2) 審議の結果、適正基準を満たすと認められる場合は、当該調査対象者を落札者とする。

(3) 調査対象者が次のアからエのいずれかに該当する場合は、当該調査対象者の入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が次に高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。

- ア 審議の結果、適正基準を満たさないと認められる場合
- イ 調査対象者が期限までに調査資料を提出しなかった場合
- ウ 調査対象者が追加資料の提出を求められたにもかかわらず提出しなかった場合
- エ 調査対象者がヒアリングに協力しなかった場合

(4) 前号に関わらず、次順位者が低価格入札者であるときは、当該次順位者を調査対象者として、第1項以下を準用して調査を行い、以下、落札者が決定するまで調査を行うものとする。

4 調査対象者を落札者としたときの契約後の取り扱い

調査対象者を落札者として契約を締結するときは、次に掲げる措置を講じる。

(1) 契約不適合責任期間について、工事目的物の引き渡しを受けた日から4年以内に延伸する。

(2) 主任監督員による現場点検の対象とする。この場合の主任監督員による現場点検は次のとおり実施する。

ア 実施頻度は毎月1回とする。

イ 主任監督員は、施工プロセスチェックリストにより工事の施工状況を点検した結果を、総括監督員及び検査員へ速やかに報告する。

ウ 主任監督員より報告された点検結果は、工事成績評定へ反映する。